

議案第 1 0 0 号

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正について

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和 6 年 1 2 月 6 日提出

佐野市長 金 子 裕

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 7 年佐野市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表災害等緊急作業手当の項を次のように改める。

災害応急作業等手当	異常な自然現象等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う市規則で定める作業	日額 2, 1 6 0 円以内 で市規則で定める額
-----------	--	------------------------------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 2 条の規定は、この条例の施行の日以後に従事する職務に係る特殊勤務手当について適用し、同日前に従事した職務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

理 由

職員の特殊勤務手当の種類等の規定を改めるため本条例を改正したいので提案するものです。

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正案 新旧対照表

現 行			改 正 案		
(特殊勤務手当の種類等)			(特殊勤務手当の種類等)		
第2条 特殊勤務手当の種類、適用職務及び支給額は、次のとおりとする。			第2条 特殊勤務手当の種類、適用職務及び支給額は、次のとおりとする。		
区分	適用職務	支給額	区分	適用職務	支給額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
災害等緊急作業手当	火災、風水害等の災害時における緊急招集による被災者等の救護及び災害復旧作業	日額 600円	災害応急作業等手当	異常な自然現象等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う市規則で定める作業	日額2,160円以内で市規則で定める額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)